

次期すくすく大分っ子プランの策定について

資料 2

1. 「すくすく大分っ子プラン」について

すくすく大分っ子プランは、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援に係る課題や待機児童問題などの解消を図るため、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備を計画的に図るための市町村子ども・子育て支援事業計画に加えて、大分市子ども条例に基づく子どもの育成に関する支援を行うための推進計画を一体として定めた本市の子ども・子育て支援の総合的な計画である。

また、次世代育成支援対策推進法において策定を要するとされる事項についても盛り込んでいる。

- ※法的根拠 子ども・子育て支援法第 60 条（基本指針）、第 61 条（計画の策定）
 大分市子ども条例第 11 条（市の責務）第 12 条～15 条（主な施策）、第 16 条（推進計画の策定）
 次世代育成支援推進法第 8 条（市町村行動計画）

2. 策定に係る基本的な考え方

次期計画については、子育て世帯の様々なニーズに応え、本市の子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するために平成 27 年 2 月に策定した現行計画の「すくすく大分っ子プラン」の「めざす姿」や「基本理念」、「4 つの分野」、「5 つの視点」を引き継ぐものとする。また、「4 つの分野」の下で取り組む主な事業や指標等については改めて市民の子育て支援に関する意向調査を実施し、本市の現状と課題を分析・整理した上で改めて定め、2020 年度から 2024 年度までの 5 年間の計画期間とした次期「すくすく大分っ子プラン」を策定する。

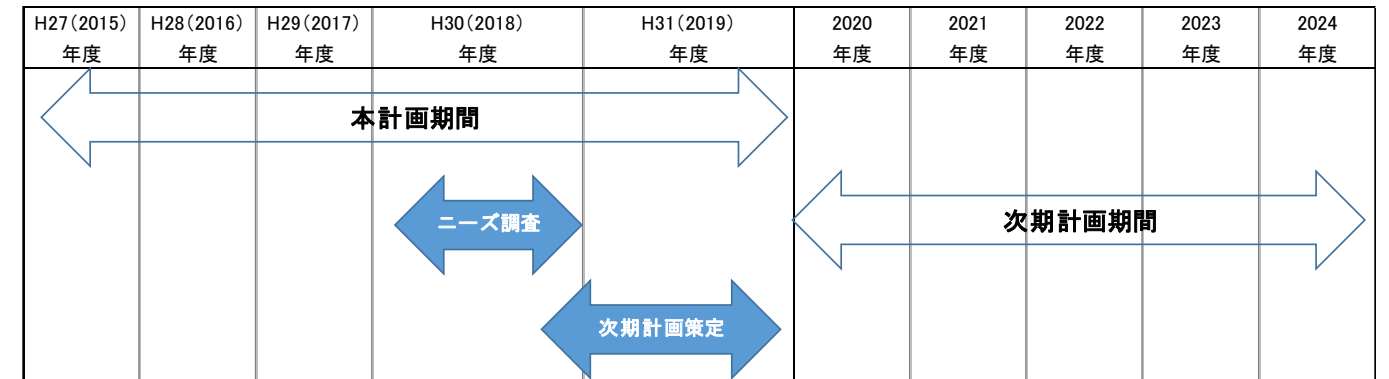
3. 計画で定める事項

分類	現行計画
ア	第 1 章 基本施策と事業・取組み (P. 20～75) (分野 1) 生まれる前から乳幼児期の支援 (分野 2) 子どもの育ちや自立への支援 (分野 3) 配慮を要する子どもへの支援 (分野 4) 社会全体での支援
イ	第 2 章 子ども・子育て支援事業計画 (P. 80～100) ①認定こども園、幼稚園、保育所等の量的拡大 a 妊婦健康診査 b 乳児家庭全戸訪問 c 利用者支援 d 一時預かり e 延長保育 f 病児・病後児保育 g 子育て短期支援 h 子育てファミリーサポートセンター i 児童育成クラブ j 養育支援訪問事業 k 地域子育て支援拠点事業 l 関係機関との連携強化 m 労働者の職業と家庭生活の両立

4. 計画期間

2020 年度～2024 年度（5 年間）

5. 計画策定までの流れ



(1) ニーズ調査

小学校就学前の子どもがいる家庭及び小学生がいる家庭を対象にニーズ調査等を行い、子育て家庭における子育て支援の利用状況や利用希望などを把握する。

(2) 計画の策定

ニーズ調査で得られた利用希望等を考慮するほか、子どもの保護者や子ども・子育て支援に係る当事者の意見を反映するため、子ども・子育て会議において審議し、計画を策定する。

6. 計画の策定体制

市は、計画策定にあたり「大分市子ども・子育て会議」において、子どもの保護者や子ども・子育てに係る当事者等の意見を反映させながら策定する。

また、庁内検討体制として、関係部署で構成する「すくすく大分っ子プラン庁内検討委員会」及びその「作業部会」において次期「すくすく大分っ子プラン」計画案の策定作業を進める。

